

地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画	
①計画の名称	揖斐川町地域住宅計画
②都道府県名	岐阜県
③計画作成主体	揖斐川町
④計画期間	平成23年度～25年度
⑤計画の目標	『少子高齢化社会への対応として、高齢者世帯・子育て世帯等が安全・快適に暮らせる生活環境を目指し、公営住宅ストックの拡充・改善を行うことにより、幅広い入居者を受け入れ、コミュニティの形成・一層の定住促進を図る。』
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	揖斐川町において評価を行い、閲覧した上で確定（平成26年6月）
⑦事後評価の結果	<p>指標1：「公営住宅のバリアフリー化率」 定義：揖斐川町内の公営住宅のうち、バリアフリー化された戸数割合 評価方法：事業実績による評価 結果：従前値：42%（23年度）⇒目標値：50%（25年度）⇒実績値：43% 結果の分析：高齢者向け住宅改善対策は計画前に既に整備済の島住宅が24戸、北方奥郷住宅の24戸、高齢者対策として緑ヶ丘住宅の54戸が整備されている。本計画により30戸を新設しバリアフリー化の向上を図ったが、結果として目標値には達していない。</p> <p>指標2：「公営住宅の老朽化による建替え対策の割合」 定義：揖斐川町内の公営住宅のうち、老朽化による建替え対策戸数の割合 評価方法：事業実績による評価 結果：従前値：21%（23年度）⇒目標値：30%（25年度）⇒実績値：59% 結果の分析：公営住宅について、旧建築基準である昭和56年以前に建築された公営住宅について計画当初133戸であったが、除却等により計画最終年で126戸となった。計画どおり公営住宅を30戸新設し、結果として、目標値（目標割合）を上回った。</p>
⑧結果の公表方法	揖斐川町役場窓口にて閲覧可。
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	・東海地震・東南海地震がいつ発生してもおかしくない状況を踏まえ、老朽化による住宅の建替えについては今後とも揖斐川町地域住宅等整備計画を策定するなど、強力に進め高齢者向け住宅、老朽化対策、耐震化対策を総合的に推し進めていく。
⑩その他	（特記すべき事項があれば記載）

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。

いびがわちょうちいきじゅうたくとうせいびけいかく
揖斐川町地域住宅等整備計画

イビ ガワ チョウ チイキ ジュウタク ケイカク
(揖斐川町地域住宅計画)

いびがわちょう
揖斐川町

平成23年1月

社会資本総合整備計画

計画の名称	揖斐川町地域住宅等整備計画	地域住宅計画の名称	揖斐川町地域住宅計画
都道府県名	岐阜県	作成主体名	揖斐川町
計画期間	平成 23 年度 ~ 25 年度		

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は岐阜県の南西部に位置しており、人口は24,425人（平成22年12月31日現在）、総世帯数は8,059世帯（平成22年12月31日現在）の地域である。

また本町は、町名にもなっている清流“揖斐川”をはじめ、水と緑に囲まれた豊かな自然環境の中にあり、健康で快適な生活を送るための要素を兼ね備えている。そういった自然環境は本町固有の財産でもあり、また本町の魅力の1つでもある。

しかし、そのような良好な環境の中にあいながら、本町においては近年、出生率の低下や住宅事情による人口流入の低下、また若年層の流出による高齢化の進行など、本町を取り巻く社会経済環境は著しい変化を遂げている。このような社会経済状況の変化に伴う町民の住宅ニーズに対応できるよう、町としては「水と緑に囲まれみんながいきいきと暮らせる快適な住まいづくり」住宅政策の基本理念を掲げ、取り組んでいく必要がある。また、良質な住宅・住環境の形成を誘導していくためには、現在の住宅ストックにおける最低居住水準を満たさない世帯の早急な解消に努め、住環境水準をより一層向上させていく必要がある。

現在、揖斐川町住宅マスタープランにおいては、「いつまでも住み続けたい快適な住まいづくり」、「誰もが安心して暮らせる住まいづくり」、「地域の特性を生かした魅力ある住まいづくり」を3つの住宅政策基本目標に掲げ取組みを行っている。

2. 課題

「安全・快適に暮らせる生活環境のまちづくり」への課題

○高齢化が進行する中、既存公営住宅のバリアフリー化や高齢者世帯向け住宅の建替え整備が、未だ十分に推進されていなく高齢者に対する住環境水準が低い状況のままとなっており、誰もが安全・快適に暮らせる生活環境が整っていない。

○公営住宅において、安全・快適な住環境整備としての老朽化した既存公営住宅のストックの建替えや設備改修等、全面的に改善を行っていくことにより円滑なストックの更新を図っていくことが必要である。

3. 計画の目標

『少子高齢化社会への対応として、高齢者世帯・子育て世帯等が安全・快適に暮らせる生活環境を目指し、公営住宅ストックの拡充・改善を行うことにより、幅広い入居者を受け入れ、コミュニティの形成・一層の定住促進を図る。』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
公営住宅のバリアフリー化率	%	揖斐川町内の公営住宅のうち、バリアフリー化された戸数割合	42%	23	50%	25
公営住宅の建替改善割合	%	揖斐川町内の公営住宅のうち、老朽化による建替え対策戸数の割合	21%	23	30%	25
	%					
	%					

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

目標①: 少子高齢化社会への対応として、高齢者世帯・子育て世帯等が安全・快適に暮らせる生活環境を目指す。

<事業の概要>

- ・少子高齢社会に対応するため、既存ストックのバリアフリー化を推進し、高齢者や子供が安全・安心して生活できる住環境整備を実施する。

目標②: 公営住宅ストックの拡充・改善を行うことにより、幅広い入居者を受け入れ、コミュニティの形成・一層の定住促進を図る。

<事業の概要>

- ・新規公営住宅を建設し、必要十分なストック確保を行うことで、幅広く新規入居者を受け入れ、若年世代の人口流出防止・定住化促進を図る。
- ・耐用年限期間内の既存ストックに対して長寿命化対策を行い、入居者が安心して生活できる環境づくりを目指す。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- ・新規公営住宅を建設し、必要十分なストック確保を行うことで、幅広く新規入居者を受け入れ、若年世代の人口流出防止・定住化促進を図る。
- ・ストック総合改善事業により、既存ストックに対して長寿命化対策を行うことで入居者の住環境の向上を図る。
- ・真に住宅に困窮している住民の居住安定を図るため、低廉で安心な住宅の提供を行う。

(2) 提案事業の概要

- ・新規建設住宅に対して、住宅周辺の整備とともに入居者のための駐車場整備を行う。

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

A 基幹事業

(金額の単位は百万円)

A1 (仮称)地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等整備事業	揖斐川町		536
公営住宅等ストック総合改善事業	揖斐川町		13
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	揖斐川町		13
A1 小計			562

A1

Ac (仮称)地域住宅計画に基づく事業(提案事業)			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等の駐車場整備	揖斐川町		30
Ac 小計			30

Ac

小計(A1+Ac)			592
-----------	--	--	-----

A1+Ac

A2 基幹事業((仮称)地域住宅計画に基づく事業以外の事業)			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
小計(A2)			0

A2

小計(A1+Ac+A2)			592
--------------	--	--	-----

A1+A2+Ac

B 関連事業(関連社会資本整備事業)

(金額の単位は百万円)

B 関連社会資本整備			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
小計(B)			0

C 関連事業(効果促進事業)

(金額の単位は百万円)

C 効果促進事業			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
小計(C)			0

合計(A1+Ac+A2+B+C)			592
------------------	--	--	-----

A1+A2+Ac+B+C

効果促進事業等の割合	5.1%	$(Ac+C) / (A1+Ac+A2+B+C)$
------------	------	---------------------------

(参考)その他関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

※事業を行わない基幹事業については適宜表から削除してください。

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。